令和6年度 大津市立仰木の里東小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年(平成23年)の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、仰木の里東小学校においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」といいます)、大津市子どものいじめの防止に関する条例(以下「条例」といいます)、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、仰木の里東小学校では、過去の反省を忘れることなく、子ども の声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが 重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・ (1) いじめの未然防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・ (1) 役割 (2) 構成員 関係する校内委員会等との連携 (3) (4) いじめ事案対応フロー図 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・ (1) 基本方針、年間計画の見直し (2) 基本方針、年間計画の公開・説明 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・

1

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童(生徒)を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童(生徒)が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童(生徒)が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童(生徒)自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童(生徒)一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童(生徒)の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標	
34	いじめ防止啓発月間を	子どもが主体となっていじめ対策に関する取組を実施す	
	中心とした子ども主体	る。児童会が中心となって、いじめ防止に向けた取組を	
	の取組の推進	考え、全校で実施することを通して、子どものいじめ問	

		題に関する意識を高め、いじめの未然防止に繋げる。
35	学校・学級及び個人のい	誰もが居心地の良い学校にするために各クラスで話し合
	じめ防止に関する取組	い、いじめ防止に関する学級目標を設定する。
	目標の設定	

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標	
36	いじめが許されないこ	学校生活全体を通して、子ども自身が、いじめは人権侵	
	とを理解し、子どもの解	害や犯罪行為であり、人の尊厳を踏みにじり、生命を奪	
	決力を育むための教育	う可能性のある行為であり、許されないことを理解でき	
	の推進	るような教育を実施する。また、子どものいじめに対す	
		る解決力を育む。	
37	インターネット上のい	インターネット上の嫌がらせもいじめであり、決して許	
	じめ防止を含む情報モ	されないことを理解し、上手にインターネットを利用す	
	ラル教育の実施	るため、専門家や通信事業者を講師に招いた授業を実施	
		する。	
38	相談することの大切さ	誰でも悩むことはあるという理解を促し、悩んだときに	
	に関する啓発	人に離す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教	
		職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、	
		自分が一番相談しやすい方法で相談するよう促す。	
39	子どもの心を豊かにす	子どもたちがいじめをしない態度や能力を身に付けられ	
	る道徳教育の推進	るよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活	
		動全体を通してかけがえのない生命を尊重する心や互い	
		を認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏	
		見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合	
		い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育む。	
40	自他ともに認め合う人	人権の大切さについて集中的に啓発する校内人権習週間	
	権教育の推進	を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターな	
		どを制作し、校内での掲示や放送を通じて発表を行う。	
		さらに、子どもたち一人一人が、人権の意義・内容や重	
		要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大	
		切さを認めることのできる心を育む教育を実施する。	
41	分かりやすい授業づく	子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切	
	り・子どもの存在や意見	にした分かりやすい授業づくりを進める。さらに、日々	
	が尊重される学級づく	の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在	
	りの推進	や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの	
		自己肯定感・自己有用感を育む。	

42	思いやりの心を育てる	学年を越えて異年令の仲間と交流することを通じ、低学
	異年齢交流の推進	年の子どもの学校生活の不安感を軽減し、高学年の子ど
		ものリーダーシップやいこ有用感の獲得を目指すととも
		に、お互いを思いやる心を育てる。全学年での縦割り活
		動、4,5,6年生のクラブ活動、5年生と園の5歳児
		との5・5交流を計画し、実施する。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針	法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針、大津市
	の策定、保護者・地域へ	いじめ防止基本方針(行動計画)を参酌し、いじめ防止
	の周知	等のための対策に関する基本方針(学校いじめ防止基本
		方針)を策定する。また、家庭・地域と連携したいじめ
		対策を行えるよう、ホームページ上に掲載することで広
		く保護者・地域に周囲を図る。
44	保護者・地域に向けた子	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター
	ども支援コーディネーター	等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域
	等学校への相談の呼び	の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、
	かけ	学校に情報提供していただける関係づくりに努める。
45	いじめ対策に関する校内	年度当初に、学校いじめ防止基本方針をもとに全職員に
	研修の実施	研修を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考
		え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、その
		年度に具体的にどのように実施するかという取組目標や
		年間指導計画について共通理解を図る。
46	いじめ事案への対応体制	個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むこ
	の整備及びいじめ事案に	とが無いよう、普段から子ども支援コーディネーターを
	対応する教員への組織的	中心に組織的に情報共有・対応を行うという運用を徹底
	な支援の充実	する。

④ その他(学校独自の取組)

取組目標

年度当初に各学年・学級で、安心安全に過ごすためにはどうすればよいか話し合う機会を設ける。また、各学級で「里東いじめO宣言」を作成、掲示して、常にいじめについて意識できるようにする。

各学級・学年で、友だちの良いところ・自分の良いところを見つける活動を工夫し、いじめ防止啓発月間に合わせて友達の良いところを集めた「ぽかぽかの木」を作って掲示したり放送で紹介したりする。

*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1~33の取り組みは、

市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童(生徒)の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童(生徒)の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童(生徒)の立場に立って行います。

また、児童(生徒)または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童(生徒)または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童(生徒)の悩みや相談を受け止めるため、保健室や 相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地 域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標	
47	いじめ等の早期発見の	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的ん	
	ための定期的なアンケ	位 6 月、 1 0 月、 2 月にアンケート調査を行う。アンケ	
	一ト調査の実施	一ト調査結果は、担任だけでなく、校長、教頭、学年間、	
		生徒指導主任教育相談担当、子ども支援コーディネータ	
		一等複数の教員で確認し、気になる点があれば聞き取り	
		等を通じて、子どもの悩みの把握と適切な支援につなげ	
		る。	
48	いじめ等の悩みの把握	いじめ等の子どもの悩みを早期に把握するため、子ども	
	及び教育相談の実施	と担任等の教員が個別面談を行う教育相談週間を6月、	
		10月、2月に設ける。また、日頃から子どもの学校生	
		活を見守る中で気になる子どもを発見した場合は、随時	
		個別面談を実施し、子どもの心情の把握に努め、いじめ	

		の早期発見に努める。
49	教職員による校内及び	校長、教頭、生徒指導主任、子ども支援コーディネータ
	校門等における見守り	一を中心に、教職員が校内巡回や、登下校時の校門での
	活動の実施	見守り活動を実施する。特に、いじめの発生が多い休み
		時間や掃除の時間等は、子どもの些細なサインをも逃す
		ことのないよう、見守りを行う。
50	日頃からの家庭との連	懇談会の際や、その他折に触れて、学校生活で頑張って
	携及び情報交換の実施	いる点や善い行いなどを含めた子どもの様子を伝え、学
		校や家庭での子どもの状況や様子を保護者と共有し、学
		校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性の構築に
		努める。保護者が相談しやすい環境を整備することによ
		り、子どもの様々な課題の早期発見に努める。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネ	いじめの疑いを把握した場合は、必ず子ども支援コーデ
	ーターを中心としたい	ィネーターや校長・教頭に報告し、いじめの疑いの段階
	じめの疑いを含めた	で情報を子ども支援コーディネーター等に集約するとい
	様々な課題に関する情	う運用を徹底することで、各教員がいじめに関する情報
	報の集約・情報共有	を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切
		な支援につなげる。
52	いじめの疑いの段階で	把握したいじめの疑い事案は、学校で「いじめ対策委員
	の翌課業日中の教育委	会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行
	員会への速報	った上で、翌課業中に教育委員会に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年	仰木中学校区において、子どもたちの交流や教職員の合
	を超えた情報共有の推	同研修などの連携活動を行う。次年度入学する子どもに
	進	ついては連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ情
		報を引継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにする。
		校内では、前学年から新学年の担任に情報を引き継ぎ、
		切れ目なく必要な支援ができる体制を整える。

③ その他 (学校独自の取組)

取組目標	

6月に設定する教育相談週間では、全学年を5時間で下校させ、6校時に毎日数名の児童と担任が1対1で話をする時間を確保する。

教科担任制を一部実施したり、学年の中で交授業を行ったりすることによって、複数の目で子どもたちを見守るようにする。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で 抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被 害を受けた児童(生徒)を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加 害児童(生徒)を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置く のではなく、社会性の向上等、児童(生徒)の人格の形成に主眼を置いた指導を進め ます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童(生徒)や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童(生徒)や相談のあった児童(生徒)の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童(生徒)から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童(生徒)の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共 通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携 に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標	
54	「いじめ対策委員会」の	「いじめ対策委員会」では、組織的に情報共有を行い、	
	開催を通じた組織的な	指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定す	
	対応	る。また、「いじめ」として認知するかどうかも「いじ	

		め対策委員会」において決定する。
55	いじめ事案の解決に向	学校全体で組織的に対応し、被害の子どもを徹底して守
	けた対応(被害の子ども	り通す。加害の子どもに対しては、自らの非に気づき、
	への支援・加害の子ども	今後はどうすればよいかを考えることができるよう指導
	への指導等)	する。加害行為を行ってしまった背景を探り、改善すべ
		き課題があれば、それらの課題の改善に向けた支援を行
		う。
56	インターネット上のい	インターネット上のいじめを把握した場合は、インター
	じめへの対応	ネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、証
		拠の保全を図る。プロバイダ・サイト管理者や法務局等
		の関係機関と連携し、書き込みの削除依頼を行う等、適
		切のその対応に当たる。保護者にも連絡し、家庭と学校
		が連携して対応を行う。
57	重大ないじめ事案が発	法28条に規定される「重大事態」など、重大な事案が
	生した際のアンケート	発生した際は、被害・加害の子ども、その保護者、他の
	や聴き取りによる適切	在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴
	な調査の実施	き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努める。調査
		にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供
		してくれた子どもを守ることを最優先に対応する。
58	いじめ事案に関する情	学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせる
	報の適正な管理・保存	ようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された
		文書については、公文書として適切な管理及び保存(5
		年保存)を徹底する。
59	いじめ事案が生じたと	いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合
	きの保護者との連携	は、たとえ大人の目からは些細に見える事案であっても、
		速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方
		針、今後の支援等について情報共有することで、家庭と
		学校が連携して子どもへの支援・指導を行う。

② その他 (学校独自の取組)

取組目標

いじめ事案、問題行動が起こったときは、すぐにケース会議を開き、組織対応する。必要に応じて民生委員児童委員との情報交換も行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1)役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ)いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ)児童(生徒)や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ)いじめの疑いや児童(生徒)の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ)いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速 な共有を図り、教職員や関係のある児童(生徒)等への事実関係の聴取、児童(生徒) に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、 その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事(主任)、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

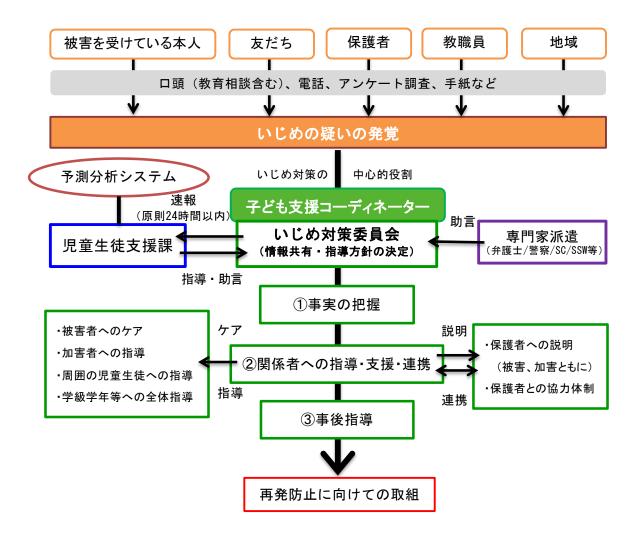
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官(もしくは警察官OB)・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況(活動実績)を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、

年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画(例)

月	活動内容・取組	備考
4	引き継ぎ連絡会<児童理解>(①・②・③・④)	仰木の里東小の約束を子
	登下校指導(①・②)	どもたちに知らせ、いじめ
	仰木の里東小の約束等作成(①)	の未然防止につなげる。
	保護者個別懇談会(②・④)	個別懇談会では、いじめ対
	いじめ防止研修<いじめ防止基本方針の共通理解>	策について協力を依頼。
	(1) 2(4)	
5	1年生を迎える会(①)	
	登下校指導(①・②)	
	スマホ携帯電話指導教室<4年>(①)	
	保幼小連絡会(④)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④)	・児童会を中心にした取組
	学校生活アンケート実施(②・③)	の実施
	教育相談週間 (②・③)	教育相談週間では、担任と
	心理授業(①・②)	児童との個別教育相談を
	スマホ携帯電話指導教室<5年>(①)	実施
	登下校指導(①・②)	
	クラスマネジメントシートの実施(②・③)	
	学校協力者会議(④)	
7	登下校指導(①・②)	教師と保護者・地域の方々
	夏休みのくらし作成(①)	との連携の大切さを確認
	保護者学級懇談会(②・④)	
	スマホ携帯電話指導教室<6年>(①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連し
		た研修
9	登下校指導(①・②)	
1 0	いじめ防止啓発月間(①・④)	教育相談週間では、担任と
1 0	学校生活アンケート実施(②・③)	児童との個別教育相談を
	教育相談週間(②・③)	実施
	児童会による取組(①)	いじめ防止に関する徐行
	心理授業(①・②)	の実施
	学校協力者会議(④)	児童会を中心とした取組
	登下校指導(①・②)	の実施
1 1	登下校指導(①・②)	
	クラスマネジメントシートの実施(②・③)	

	114 (
┃ 1 2 ┃ 登下校	指導(①・②)	
保護者	個別懇談会(④)	
冬休み	のくらし作成(①)	
街頭補	導 (①②)	
1 登下校	指導 (①・②)	
心理授	業 (①・②)	
2 教育相	談週間 (②・③)	教育相談週間では、担任と
学校生	活アンケート実施(②・③)	児童との個別教育相談を
登下校	指導 (①・②)	実施
学校協	力者会議(④)	地域の方々と連携を図り、
		いじめの未然防止に繋げ
		る
3 小中連	(4)	春休みは子どもたちの気
保幼小	連絡会(④)	持ちが不安定なので、いじ
登下校	指導 (①・②)	めの芽が出ないように指
春休み	のくらし作成(①)	導する。
年間 朝のあ	いさつ運動 (①・②)	年間を通して、複数の目で
を通 下駄箱	· チェック (①・②)	いじめ防止につなげる。
じて いじめ	対策委員会(①・②・③)	
教室巡	回 (①)	
SC 訪問	引相談 (②・④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他(資料等)

※ 学校で作成している資料等について掲載してください。

ふれあいアンケート

このアンケートは、みなさんが安心して学校生活を送るために行うものです。

また くる なかま たす しょうじき こた あなたやあなたの周りで苦しんでいる仲間を助けるために、正直に答えてください。

アンケートをした日	anh	がつ	にち
	年	月	日
ah くみ なまえ 年 組 名前			

^{じぶん} 【自分のことについて】

ずっこう たの
学校は楽しいですか。

^{たの} 楽しい ・ 楽しくな

11

ていない

3 困ったときに 話 を聞いてくれる人がいますか。 いる ・ いない

- ④ 最近、だれかにいやなことを言われたり、いやなことをされたりしましたか。 された ・ されていない
- © ④で「された」と答えた人は、どんなことをされたかあてはまることに○をしてくだ さい。

ア	からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。	
1	^{なかま} 仲間はずれにされたり、むしされたりする。	
ウ	ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。	
工	もの む り 物を無理やりとられたり、命令されたりする。	
オ	もの 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。	

カ いやなことやはずかしいこと、危ないことをさせられる。

^{まわ ひと} 【周りの人のことについて】

- ② ①で「いる」と答えた人は、くわしく書いてください。 (だれが、だれに、どこで、どんなことをされていましたか。)

【そ	の他	

^{なに がっこうせいかつ こま} せんせい そうだん 何か学校生活で困っていること、先生に相談したいことがあれば書いてください。

こま できたん ひと がっこう がっきゅう 困っていることや相談がない人は、いじめのない学校・学級をつくるためにどうしたら

がいか、あなたにできることは何があるか 考 えて書いてください。